

## 令和5年度における新型コロナワクチンの接種方針について

特例臨時接種としての実施期間を1年間（令和6年3月31日まで）延長 ➡ 引き続き、自己負担なしで接種を受けることが可能

### 接種の目的

- ・感染による重症者を減らすことを主たる目的とする。
- ・重症化リスクが低い者であっても重症者が一定程度生じていることから、引き続き、全ての者に対して接種機会を確保する。

### 新たに実施する追加接種

- ・5歳以上の全ての者を対象に、秋冬（令和5年9月以降）に1回の接種（＝令和5年秋開始接種）を行う。
- ・重症化リスクが高い者及び重症化リスクが高い者が集まる医療機関や介護施設等に従事する者については、春夏（令和5年5月～8月）にも1回の接種（＝令和5年春開始接種）を行う。

⚠ 現在実施中の令和4年秋開始接種（＝オミクロン株対応ワクチン接種）は、小児（5歳～11歳）を除き、令和5年5月7日をもって接種を終了

### 使用するワクチン

- ・令和5年春開始接種では、オミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本とする。
- ・令和5年秋開始接種に使用するワクチンは、今後検討する。

### 公的関与規定（接種勧奨・努力義務）の適用見直し

- ・5月8日以降に実施する追加接種については、重症化リスクが低い者（65歳以上の者、基礎疾患を有する者以外の者）に対する予防接種法上の公的関与規定の適用を除外する。 ※初回接種については、5月8日以降も公的関与規定の適用を継続

接種区分	接種時期	接種対象者	公的関与 (接種勧奨・努力義務)	使用ワクチン
令和5年春開始接種	令和5年5月～8月	65歳以上 基礎疾患を有する者（5歳～64歳）	○（適用）	オミクロン株対応2価ワクチン
		医療機関、高齢者施設、障害者施設等の従事者	×（適用除外）	
令和5年秋開始接種	令和5年9月～ 令和6年3月	65歳以上 基礎疾患を有する者（5歳～64歳）	○（適用）	未定
		上記以外の5歳～64歳	×（適用除外）	

# 今後の新型コロナワクチン接種のスケジュール（イメージ）

[ ]内は、接種可能なワクチン

区分	対象者	時期	令和5年度		
			令和4年度	4月～5月7日	5月8日～8月
初回接種	12歳以上		<b>初回接種</b>	〔・従来株ワクチン 〔ファイザー・ノババックス〕〕	
	5歳～11歳 生後6か月～4歳			〔・従来株ワクチン 〔ファイザー〕〕	
追加接種（3回目以降）	12歳以上	65歳以上 基礎疾患あり	<b>令和4年秋開始接種</b>	<b>令和5年春開始接種</b>	<b>令和5年秋開始接種</b>
		医療従事者 高齢者施設等の従事者	〔・オミクロン株対応2価ワクチン 〔ファイザー・モデルナ〕 ・従来株ワクチン〔ノババックス〕〕 <u>ノババックスの接種対象年齢を 12歳以上へ引下げ（R5.3.8～）</u>	〔・オミクロン株対応2価ワクチン 〔ファイザー・モデルナ〕 ・従来株ワクチン〔ノババックス〕〕	〔 使用ワクチン未定 〕
		上記以外	<b>5/7をもって接種終了</b>	<b>対象外</b>	
	5歳～11歳	基礎疾患あり	〔・オミクロン株対応2価ワクチン 〔ファイザー〕〕	〔・オミクロン株対応2価ワクチン 〔ファイザー〕〕	
		上記以外	<u>オミクロン対応2価ワクチンの使用開始 （R5.3.8～）</u>		
			<b>継続</b> →		

(※) 追加接種における前回接種からの接種間隔については、オミクロン株対応2価ワクチン〔ファイザー・モデルナ〕が「3か月以上」、ノババックスが「6か月以上」